

供託書
(雑)



申請年月日	平成 20 年 5 月 22 日
供託所の表示	高知地方法務局

供託者の住所氏名	780-0806 高知市知寄町2丁目4-10-404
	坂本 茂雄

被供託者の住所氏名	780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号
	高知県

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 2 5 0 0 0

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成 20 年 5 月 22 日
高知地方法務局
供託官 深津 家久



字加入	字削除	頁
法令条項	民法第494条	平成20年度金第 130号
供託の原因たる事実	<p>被供託者より供託者に対して、下記日付で産業経済委員会(平成20年4月8、16、17、18、25日)の議合用紙のなを添付した5月個人費用弁償として下記金額の口座振込を依頼した。しかし、供託者としては、不当利得で受け取りをせざるを得ないので、被供託者に対して5月22日提供した口座振込を撤回したので供託します。</p> <p>記 平成20年5月13日 4月分 2,5000円 産業経済委員会(4月8、16、17、18、25日)5日間</p>	
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
2. 反対給付の内容		
備考		